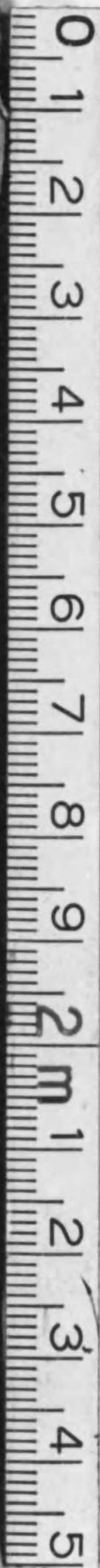


特 251

611

曹洞宗宗意綱要

曹洞宗務院教學部



始



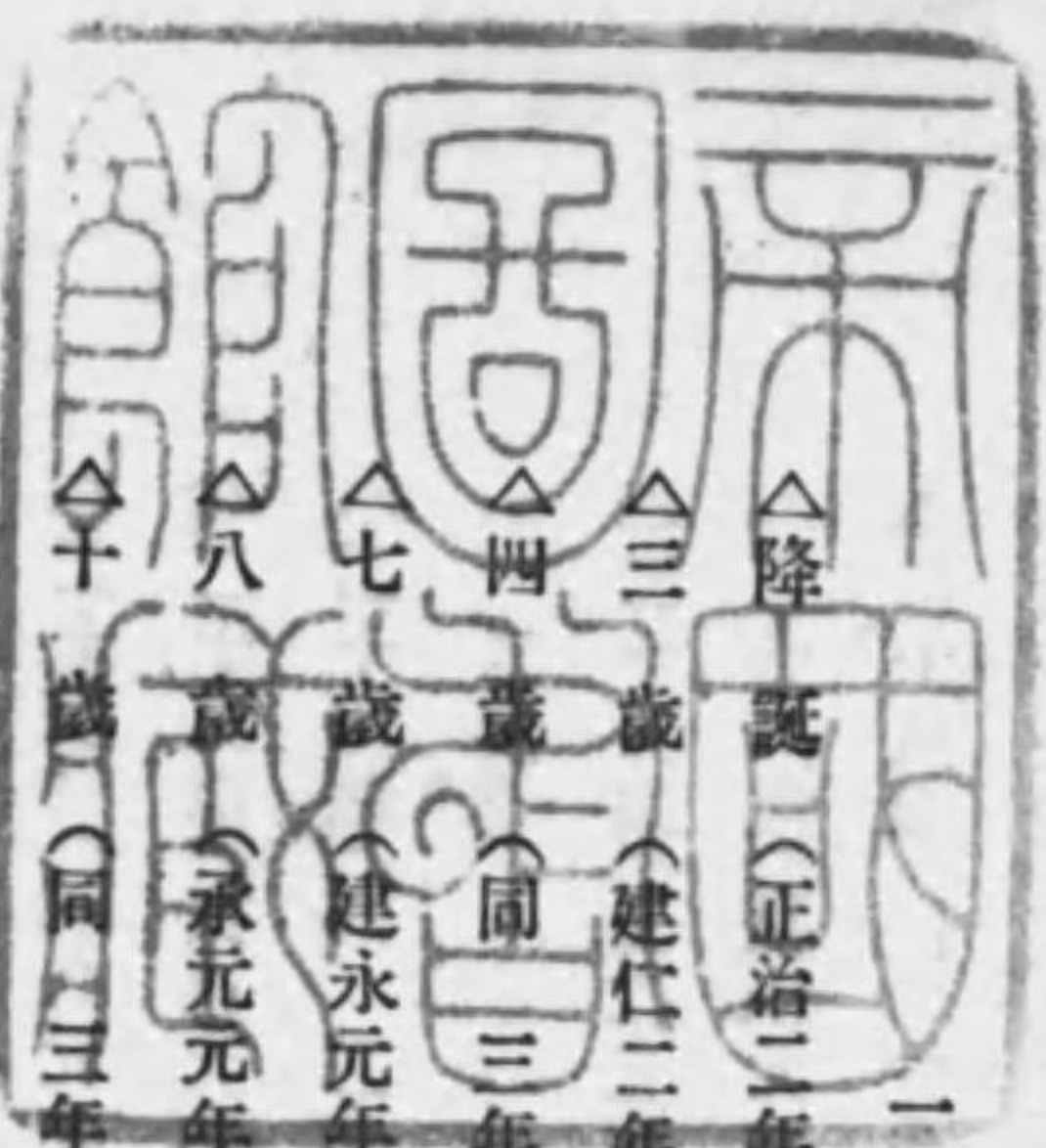
特251
611

目次

一、兩祖大師年譜……………(一)	八、修證義に就いて……………(二四)
二、本宗開教の意義……………(七)	九、懺悔滅罪……………(二六)
三、眞實の佛法(一)……………(一〇)	一〇、受戒入位……………(三〇)
四、眞實の佛法(二)……………(一三)	一一、三歸戒……………(三三)
五、心外無別法……………(一五)	一二、三聚淨戒……………(三五)
六、本宗の信仰……………(一八)	一三、十重禁戒……………(三九)
七、本宗の本尊と唱名……………(二二)	一四、發願利生……………(四三)
	一五、行持報恩……………(四八)

曹洞宗宗意綱要

一、兩祖の年譜



一、高祖承陽大師年譜
 △降誕(正治二年)——正月二日(陽曆一月二十六日)父は久我氏、母は藤原氏。
 △三歳(建仁二年)——十月二十日父通親薨す。
 △四歳(同三年)——李嶠の百詠を讀む。
 △七歳(建永元年)——毛詩左傳を讀む。
 △八歳(承元元年)——冬、母を喪ひ香煙の上るを見て無常を觀す。
 △十歳(同三年)——關白師家公に養はる。
 △十三歳(建曆二年)——春、邸を遁れ叡山に良觀法眼を訪ひ亦横川首楞嚴院の千光坊に學ぶ。
 △十四歳(建保元年)——天台座主公圓僧正に就いて剃髮受具す。



- △十五歳(同 二年)——諸經論を涉獵して大疑團を起し三井の公胤を訪ふて決せず。
- △十六歳(同 三年)——嘗て建仁寺に赴き榮西に見えしが此年より其高弟明全に就いて學ふ。
- △二十歳(承久元年)——建仁寺に在りて閲藏これより三星霜。
- △二十三歳(貞應元年)——閲藏二回に及び明全に就いて受戒。
- △二十四歳(同 二年)——四月、明全に随つて入宋天童山に登り戒臘を正して寧宗に上書すること二度。
- △二十五歳(元仁元年)——天童山を下りて兩浙の間を行脚す。
- △二十六歳(嘉祿元年)——五月再び天童山に登り如淨の室に投す。
- △二十八歳(同 三年)——春、天童山を辭して歸朝、建仁寺に寓し「普勸坐禪儀」を撰す。
- △三十一歳(寛喜二年)——建仁等を出て、深草安養院に閑居す。
- △三十二歳(同 三年)——「辨道話」を著はす。
- △三十四歳(天福元年)——觀音導利院に移り「摩訶般若波羅蜜」「現成公案」及び「學道用心集」の一部を著す。

- △三十五歳(天曆元年)——孤雲懷辨來りて門に入る。
- △三十六歳(嘉禎元年)——冬、僧堂を建立せんとし廣く淨財を募る。
- △三十七歳(同 二年)——秋、祝國開堂の式を行ひ「典座教訓」等を著はして叢林の規矩を定む。
- △四十歳(延應元年)——「重雲堂式」「即心是佛」「洗面」「洗淨」等を著す。
- △四十一歳(仁治元年)——「禮拜得髓」「谿聲山色」外五卷を著す。
- △四十二歳(同 二年)——義介・義演・義尹等來りて門に入る「佛祖」「心不可得」外八卷を著はす。
- △四十三歳(同 三年)——法燈國師來りて受戒「大悟」「佛向上」外十三卷を著はす。
- △四十四歳(寛元元年)——波多野義重の請に依り七月興聖寺を義準に督せしめ越前志比に赴く。
- △四十五歳(同 二年)——七月志比庄内の伽藍成り十八日入院、傘松峰大佛寺と稱す、九月法堂成り十一月傘松峰を吉祥山と改む「祖師西來急」外十一卷を著す。
- △四十七歳(同 四年)——六月大佛寺を永平寺と改む「知事清規」「出家」等を著はす。
- △四十八歳(寶治元年)——七月時頼化導を請ふ乃ち之を許し鎌倉に至り時頼に戒を授く。
- △四十九歳(同 二年)——二月下旬鎌倉を辭して永平寺に歸る。

△五十歲(建長元年)——「衆寮清規」等を著はす。

△五十一歲(同 二年)——後嵯峨法皇使を永平寺に下して紫衣と徽號を賜ふこと三度、即ち受く。

△五十四歲(同 五年)——七月疾を得起つべからざるを知り「八大人覺」を垂示す、七月永平寺を懷

裝に譲り八月病を養ふて京師の請に赴き二十八日(陽曆九月二十九日)寂し九月三日荼毘す。

一、太祖常濟大師年譜

△降 誕(文永五年)——十月八日(陽曆十一月二十一日)越前多爾瓜生氏邸に生る。

△六 歲(同 十年)——觀音の尊像を見て發心す。

△八 歲(建治元年)——四月、永平寺懷辨に就いて沙彌となる。

△十三 歲(弘安三年)——二月、懷辨に就いて大戒を受け僧籍に入る。

此年、懷辨遷化して義介に依る。(翌年弘安の役あり)

△十八 歲(同 八年)——越前寶慶寺の寂圓、京都萬壽の寶覺及び慧曉等に參し、又叡山に登りて

藏經を閱覽す。

△十九 歲(同 九年)——秋、紀州由良の興國寺法燈國師覺心に參す。

△二十一 歲(正應元年)——秋、再び寂圓に參し、又永平寺に義介を省す。

△二十二 歲(同 二年)——春、義介に従ひ加賀大乘寺に到り藏經閱覽。

△二十七 歲(永仁二年)——十月、義介上堂の時平常心是道の因縁を聽いて大悟す。

△二十八 歲(同 三年)——正月、義介の室に入つて嗣法す。

△二十九 歲(同 四年)——秋、阿波に城滿寺を建立して遠近の道俗を接す。

△三十 歲(同 五年)——春、巖山紹碩來りて門に入る。

此年、肥後大慈寺に寒巖義尹を訪ふ。

△三十二 歲(正安元年)——冬、加州大乘寺に到り師義介に代りて衆を接す。

△三十三 歲(同 二年)——此年「傳光錄」を著す。

△三十五 歲(乾元元年)——大乘寺に師席を繼ぐ。

明峰、無涯入門す「坐禪用心記」「三根坐禪說」を選述す。

△四十四 歲(慶長元年)——加賀淨住寺の開祖となる。

△四十五 歲(正和元年)——春、能州酒井保に庵居。

△四十六歳(同 二年)——酒井保に永光寺建立、壺庵、珍山來りて弟子となる。

△四十七歳(同 三年)——能州羽咋郡に光孝寺を建立す、それより六年間永光、淨住、光孝の諸寺を巡錫す。

△五十四歳(元亨元年)——四月、能登櫛比の諸嶽寺に入り之を總持寺と改め律院を禪林となす、

六月、巖山以下の衆を萃めて開堂演法をなす、

八月、後醍醐天皇の十種勅問に奏對す。

九月十四日、總持寺の三大字なる勅額を賜はる。

△五十五歳(同 二年)——後醍醐天皇、佛祖正傳の大戒を受け給ふ。

八月、綸旨を下して總持寺を日本曹洞の本山として賜紫出世の道場となさしめ給ふ、

△五十六歳(同 三年)——二月、無涯を淨住に、壺庵を光孝に住せしむ。

△五十七歳(同 四年)——三月、十ヶ條の龜鏡を制定す。

七月、總持寺を巖山に譲り自ら酒井保の永光寺に隱退す。

△五十八歳(正中二年)——八月初旬病を得て永光寺を明峰に繼がしめ、諸弟子を集めて八大人覺を

提示す。

△八月十五日(太陽曆九月二十九日)坐化、翌日荼毘す。

二、本宗開教の意義

高祖大師御出世當時の歴史を繙けば、正に國家非常時であつて、君臣の通義は壞れ、國家の秩序は亂れて、實に暗黒時代であつたことが首肯される、即ち承久の亂の如き北條義時泰時は十九萬の大軍を率ゐて京師に攻め入り、官軍は僅に一萬七千の兵を以つて防いだ、衆寡敵せず遂に官軍の敗北に歸し、其の結果、後鳥羽上皇は隱岐へ、土御門上皇は土佐へ、順徳上皇は佐渡へ、各々遷幸ましまし、仲恭天皇も遜位遊ばすてふ、由々敷大事が起つた、而も前記の三上皇は、高祖大師と御内縁の關係在らせらる、後鳥羽上皇の皇后即ち承明門院は在子君と申上げ、大師の姉君に渡らせらる、其の皇子が土御門上皇であり、順徳上皇は其の異母弟に當らせられ、仲恭天皇即ち世に九條廢帝と申上げた方は、順徳上皇の皇子に在します、されば後鳥羽上皇と大師とは義兄弟であり、土御門上皇と順徳上皇とは叔父甥の關係に在る、此の親子兄弟處を異にして遷幸遊ばすと云ふ、國史上

拭ふべからざる不祥事の起つた時、大師は御歳廿二歳で建仁寺に掛錫なされて、目前に此の歎はしき事件を御覽なされた、大師の御胸中は如何であつたかは、御察し申上けるに餘りがある、是の如き時代に處して而もこの時弊を匡救するには、眞實の佛法を弘通して世道人心を導き、國民一人一人の精神の建直しをして、やがては國の改造をするでなくては到底救ふ道がないと、強く感ぜさせられた御氣持は、辨道話の中に

國家に眞實の佛法を弘通すれば、諸佛諸天ひまなく衛護するが故に、王化太平なり、聖化太平なれば、佛法そのちからをうるものなり

との御言葉に現はれてゐる。又た其の御理想が皇室の御繁昌と王化太平の御祈願にあつたことは、興聖寺、永平寺の御命名に依つても伺はれる。興聖とは云ふまでもなく、皇室の興隆と云ふことであり、永平は佛法東漸の曆年が永平年間であつたから、自分が日本に眞實の佛法を將來したのであるから、其の記念に永平と稱せられたと云ふ説もあるけれども、大師嘗て上堂の法語に

天有_レ道以_レ高_レ清、地有_レ道以_レ厚_レ寧、人有_レ道以_レ安_レ穩、所以世尊降生、一手指_レ天一手指_レ地、周行七步曰、天上天下唯我獨尊、世尊有_レ道雖_レ是_レ怎麼、永平有_レ道、大家證明、良久云、天上天下當處永

平

此の當處永平こそ、地上に永久の平和を將來せんと云ふ大師の御理想と竊に察し申上る事が出来る、天も地も人も共に道を失ひ、實に天地晦暝の暗黒世界を現出してゐる、此の時代に眞實の佛法を弘通して、以つて天地人の三才共に道有らしめ、而して天は清く地は寧く人は安らげくありたいとの念願が、寺號選擇に際して自然に表現して、興聖となり永平となつたものと観ることが出来る。

太祖大師御出世の時代も、又た御幼少の頃には弘安の役と云ふ外艱があり、御入寂後とは云へ十種の勅問奏對以來、大師と特殊の因縁の在らせられた、後醍醐天皇が隱岐へ遷幸遊された元弘正慶年間の内憂が、既に大師御生前中に醗酵されてゐた。是の如く内憂外艱交々至るてふ、非常時に際會せられた太祖も高祖も同様、眞實の佛法の興隆に依つて、時代を救はんとなされた御精神が、左の御言葉に依つて伺はれる、

汝諸人悉く皆國土にはらまる、一天下國土上、悉く是れ國王の水土にあらずと云ふことなし、然るに家にあれば親につかへ、國に侍れば君につかふまつる、如是なる時、天地加護あり、自ら

大師は此の御理想の下に廣大の總持門をお開きなされた、是の如く兩祖共國家的宗教の建設に努力なされたのは、時弊匡救の爲め教家の立場として、敢然起つて時代の要求に應ぜられたのであつて茲に本宗開教の意義がある。

三、眞實の佛法(一)

奈良朝平安朝の佛法は専ら學解を先きとして、名相分別に日も亦た足らぬ有様にて、到處に法論宗論が行はれ宗我法見に囚はれて、恰も海に入つて砂を算へて自ら半錢の分のないもの比々皆然りと云ふ有様で、一方官僧兵僧の跋扈跳梁甚しく、南都の僧と叡山の徒が争ひ、數々神輿を奉して京師に迫り、全く加茂川の水の流れと、賽の目と共に如何なる威力を以つてしても自由にならぬ程の横暴を極め、世人の顰蹙を買ひ、教家の天分を忘れ、有害無益の存在となつた、此の弊害を坐視するに忍びずして勃興したのが、即ち鎌倉時代の新興佛教であつた。此の間に處して本宗の開教理由も亦た自ら茲に存する。此の教者發意に對する直指單傳の佛法を宣布した兩祖の思召は即ち教家本來

の天分に立還つて、世道人心を導き、以つて國土の太平を期する處にあつた、此の聖意が辨道話の左の語に依つて伺はれる

欽明用明の前後より、秋方の佛法東漸する、これすなはち人のさいはひなり。しかあるを名相事縁しけくみたれて、修行のところにならぬ、いまは破衣糞盂を生涯として、青巖白石のほとりに芽をむすんで、端坐修練するに、佛向上の事たちまぢにならされて、一生參學の大事、すみやかに究竟するものなり

從來の教學者流の佛法は、大概學究的にて一生黑豆勘定に没頭して

月見むと 思ふ山路を 上りつつ 迷ふ體に 夜は明けにけり
の觀がある。學道用心集にも

我朝古來諸師篇集書籍、訓弟子施人天。其言是青其語未熟、未レ到學地之頂。何及證階之邊。只傳文言、令誦名字。日夜數他寶。自無半錢分。古責在之、或教人求心外正覺。或教人願他土往生云々

と誨へられて、當時の佛敎界の傾向を慨かせられ、依文解義の教者が、眞實の佛法を知らずして、

法論宗論に日も亦た足らぬ有様であるから、辨道話にも

しかるべし佛家には教の殊劣を對論することなく、法の深淺をえらばず、ただし修行の眞偽をしるべし、乃至、いま直證菩提の修行をすむるに、佛祖單傳の妙道を示して、眞實の道人とならしめんとなり

又た學道用心集には

今人所好、易解易行之法者、其是何耶、己非_二世法。又非_二佛法。乃至、縱雖_レ擬_二出離。還是無窮之輪廻也

是の如く當時の教界の趨勢を慨かるゝと共に、端的に佛祖正傳の佛法を高調せられた、永平廣錄に高祖上堂の法語が記されてある

佛法參學、不_レ得_二容易_一也、後漢永平、名相讒聞梁代普通、祖師西來、自_レ非_二祖師西來。總未_レ知_二法實歸。何能知_二佛向上事。談_レ玄說_レ妙未_レ是、說_レ心說_レ性未_レ是、若放_二玄妙。無_二行住處。若遣_二心性。無_二所繫處。是由_レ但向_二聲色裏。求_二活計。而已云々

名相分別を謝して端的に見性に精進して、眞箇の通人となつてこそ、初めて人天の化益を爲す、

四、眞實の佛法 (二)

藥山惟嚴禪師は十七歳にして潮陽西山の惠照禪師に就いて得度し、次で衡嶽の希操律師に就いて研學し戒律を修したが、未だ眞の安心が得られず、終に石頭希遷禪師に相見して

三乘十二分教は某粗ほ知る、聞く南方に直指人心見性成佛と説く者あり、未だ明了ならず、此心作麼生 (景德傳燈錄)

と苦惱を訴え、石頭禪師に依つて眞の安心を得て、傳燈の一人となられた、又た華嚴學者の某が雲庵禪師に參して

某は華嚴學に精通して居るも、未だ華嚴合論に説く「無明住地は是れ諸佛の不動智なり」と云ふ事が了解出来ぬ、乞ふ師某が爲めに諸佛の不動智を示せと問ふたに對して、雲庵禪師、

無明住は諸佛の不動智なりと云ふ事は、我が禪門に於いては平常底である

とて、傍に居た小僧に向つて、「小僧」と呼ぶ、其の小僧「ハイ」と答へる、禪師は、「是れが諸佛の

不動智なり」と示された、華嚴學者は華嚴經に就いて不動智を研究しても分らなかつたのを、雲庵禪師は諸佛の不動智を、極く手許に取込むで示された、恰も高祖が、「神通は佛家の茶飯なり」と示され運水搬柴之れ神通と誨えられたのと同様である、教者は徒に客觀的に教籍を攻究して、内面的に直指人心の端的に實參せず、従つて佛法をして自己に活躍せしむることが出来ぬ。古靈神贊禪師も、

空門胥不出、投窓亦太痴、百年鑽故紙。何日出頭時、

と、百年故紙堆裡に研鑽之れ勉めても、畢竟出頭の分かないと誠められたのである。

兩祖時代の從來の佛法は、口頭の佛法であつて行持の佛法でなかつた。随つて時代の存在の價値を失つてゐた、然るに我宗は、自己をして佛法ならしめ、體驗の宗教として、國家社會に役立ち、世道人心の指導原理として、其の時代に光明を放つた。高祖の御言葉に

たとひ見聞となり、聲色となるとも自己の光明藏なり、眼根より光明を放て音聲の佛事を聞き得たり、手裡に光明を放て自を轉じ他を轉じ、脚下に光明を放て進歩し退歩す

また太祖は傳光錄に

ただ諸人の精進と不精進とによりて、諸佛頭出頭没せるのみなり、今日も頻りに辨道し、子細に通徹せば釋尊直た出世なり、たゞ汝等自己不明によりて釋尊昔日入滅す、汝等すでに佛子たり、何ぞ佛を殺すべけんや、故に急に辨道して速に慈父と相見すべし、よのつね釋迦老漢汝等と共に行住坐臥し、汝等と共に言語伺候して、一時もあひはなる、ことなし、諸人二千年前の昔を思慕することなかれ、たゞ急に今日に辨道せば迦葉鷄足に入らず、正に扶桑國にありて出世することを得ん、釋迦の肉身今猶暖かに迦尊の微笑また更に新たならん

此の急に辨道して速に慈父と相見して、平常佛と共に行住坐臥し、言語伺候することを得る底、之れ即ち眞實の佛法であり、曹洞禪の面目である、又た見聞も聲色も共に光明中のものとなつてこそ濁りなき 心の水に 澄む月は 波もくだけで 光とぞなる
碎けた月の光も光明の一片兩片で、行住坐臥悉く光明中の日常となる。

五、心外無別法

禪定の直指人心見性成佛も、戒法の一心戒も皆な心外無別法の的意を示せるものであつて、彼の

法華學者の法達が六祖大師に、法華經の開示悟入の四佛知見の理を聞いた時、六祖の垂示は

吾亦勸一切人。於自心中。常開佛之知見。世人心愚迷造罪。口善心惡。貪瞋嫉妬。諂佞我慢。侵人害物。自開衆生知見。若能正心。常生智慧。觀照自心。止惡行善。是自開佛之知見。汝須念念開佛之知見。勿開衆生知見。開佛之知見。即出世。開衆生知見。即世間。

此の佛之知見を自心中に開かせる處に、禪があり戒がある、戒定慧の三學共に、自心を出てす

心地無非自性戒、心地無痴自性慧、心地不亂自性定

戒定慧の三學は畢竟自性の徳である、法報應の三身も亦た自性佛に外ならぬ。

吾與說一體三身自性佛。令汝等見三身。了然自悟自性。於自色身。歸依清淨法身佛。於自色身。歸依圓滿報身佛。於自色身。歸依千百億化身佛。(中略) 何名清淨法身佛。世界性本清淨。萬法從自性生。(中略) 若遇善知識。聞真正法。自除迷妄。內外明徹。(中略) 此名清淨法身佛。何名圓滿報身佛。如一燈能除千年暗。一智能滅萬年愚。莫思向前已過。莫常思於後。念々圓明自見本性。此名圓滿報身佛。何名千百億化身佛。若不思萬法。性本如空。一念思量名爲變化。思量惡事。化爲地獄。思量善事。化爲天堂。毒害化爲龍蛇。慈悲化爲菩薩。智慧化爲上界。愚痴化爲下方。自性變化甚多、此名自性變化身。

菩薩。智慧化爲上界。愚痴化爲下方。自性變化甚多、此名自性變化身。

されば佛も自性の外に求むべきなしと解了せば、従つて歸依三寶も亦た自性即三寶である。同じく六祖壇經に

歸依自性三寶、佛者覺也、法者正也、僧者淨也、自心歸依覺、邪迷不再生、少欲知足、能離財色、名兩足尊。

と説かれてある。

抑も大乘佛敎最後の目的は、成佛得脱にある。此の目的を達せんには、先づ人をして「我即ち佛なり」との自覺を促すにある、玉なればこそ磨けば光を放つ、瓦礫は幾年磨いても光は放たぬ、併しながら玉も磨かすは碌々として瓦礫に等しい、これこそ寶の持ち腐れである、依つて先づ人をして銘々玉を持つてゐるてふ自覺を促すのか先決問題である、今も我はれ佛なりとの自覺を與へ、自身の尊い價値に氣附かしむることが必要である。修證義の

此一日の身命は尊ぶべき身命なり、貴ぶべき形骸なり、此行持あらん身心自らも愛すべし、自らも敬ふべし、我等が行持に依りて諸佛の行持現成し、諸佛の大道通達するなり、然あれば則ち一

日の行持是れ諸佛の種子なり、諸佛の行持なり

一八

と説かれたが如く、我即ち佛なりとの自覺が基調となつて、見性成佛の精進ともなり、受戒の善人ともなり、定慧圓明にして此の身心の尊ぶべき敬ふべき價值がある。随つて人生に意義があつて、仁義忠孝の人道の履踐も出来る、茲に本宗の宗意安心がある。

六、本宗の信仰

禪の安心と禪の生活、即ち信行一如の禪の本領が所謂本宗の信仰である。即ち眞の自覺より起る正しき實行、換言せば本證妙修、修證不二が、只だ哲學的の用語でなく、思想上の遊戲でもなく、全く修證不二に成り切るのが本宗の信仰である。不二の語は他宗でも用ゆる、言葉だけでは力が無い空虚である、恰も眞空中の蝶が飛び得ないが如く、それは周圍に充實せる空氣が缺けてゐるからである。本宗は三昧王三昧の宗旨である。

世人動もすれば、本宗を自力宗と云ふ、此は甚しき誤解である。兩祖は未だ嘗つて、我宗は自力宗なりと仰せになつたことはない

た。我身我心をも放ち忘れて、佛の家になけ入れて、佛のかたより行はれて、これに従ひもてゆく時、力をもつひやさずして、生死を離れて佛となる

の高祖の御言葉に徴しても、何處に自力臭い處があるか、さればとて又た我宗は他力宗なりとも仰せになつたことがない

是非佛之強爲、所令機之周旋也、况乎行之所、招者證也、自家寶藏不從外來、證之所、使者行也、心地蹤跡豈可回轉

全く自力精進の力に依るべきを示され、些も他力臭はない、是れ本宗の自他不二宗なる所以である前條に於いて説けるが如く、三身共に自性佛と説くからとて信仰の客體としての諸佛菩薩の供養を閑却せよと云ふてはない、この點を高祖も

過去の諸佛を供養したてまつり、出家し隨順したてまつるが如き、かならず諸佛となるなり、佛の功德によりて作佛するなり、いまだかつて一佛をも供養したてまつらざる衆生、なにによりてか作佛することあらん、無因作佛あるべからず

と諸佛の供養の大切であることを御示しなされてある。本宗の信仰は何處までも自他不二生佛不二

の信仰である。譬へば合掌の如く右の掌を佛の慈悲とすれば、左の掌は吾人の信仰である、此の左右の掌が一つとなつて合掌の形となる、此の一の合掌を右から觀れば佛の慈悲であるから他力、左から觀れば吾人の信仰であるから自力、左右合して一合掌となると同様に、佛の慈悲と吾人の信仰とが合して、生佛不二の妙合を證するのである。更に他の例を舉げると、古釘を抜くには釘抜の力が必要である、併しながら釘抜だけを放り出して置いても釘は抜けぬ、己の腕力を加へねばならぬ即ち釘抜と腕力と合して始めて釘が抜ける。慈悲の力の釘抜と、信仰の力の腕力とが合して、苦本を抜除することが出来る、ラヂオ放送中は何處でも何時でも誰でも聴取することが出来る、併しながらアンテナも張らず、受信器も備付けなければ、假令放送局の門前に住んで居てもラヂオは聴けぬ、アンテナを張り受信器の設備が出来てさへあれば何百里遠方の人でも聴かれる。佛陀の慈悲は普遍的で何處でも何時でも誰でも頂くことが出来るが、信仰のアンテナも張らず、時節因縁の受信器の設備が缺けてゐたなれば、佛の膝下に居ても佛の御慈悲を感得することが出来ぬ、即ち縁なき衆生は度し難しである。故に涅槃經にも

欲レ知ニ佛性之義、應レ觀ニ時節因縁、

と説かれてある。生佛不二、自他不二の信仰は、即ち信仰の極致であるから、大凡佛教を信する程の者の感得する境致は同様である、法然上人も

南無阿彌陀 佛の御名と 思ひしに 唱ふる人の 心なりけり
夜もすから 佛の御名を 唱ふれば 己か心に 尋ね入りぬる

此の不二の信仰が家庭に及むでは、一家團欒の和平となる、國家に及むでは君臣一體の道義と現はれ、社會に及むでは億兆心を一にして、社會人として共存共榮の福祉が得られる。茲に佛教が生々として吾人の日常生活の上に活躍して、生活の指導原理となり、延いては人類の幸福も望み得られる。眞俗二諦共に隨處に主となる、されば大いに不二の信仰を得さしめたい。

七、本宗の本尊と唱名

從來本宗に本尊統一論、唱名問題等、數々論量せられ、此が統一が布教上最も大切なることとして、相當の運動も起つたやうであつたが、勿論本宗の本尊佛は釋迦牟尼佛と定められてあるが、特例の設けられ、從來より奉祀したる本尊佛は改むるには及ばぬ事になつてゐる。今此處に於て之れ

が是非を論量し、又た必ず斯くせねばならぬと規定する譯ではない、今暫く兩祖の御著書に現はれてゐる聖意を拜して、聊か意見を述べて見るまである、修證義に、「諸佛とは釋迦牟尼佛なり」とある、何故に諸佛とは釋迦牟尼佛であるかと云へば、同じく修證義の文に

過去現在未來の諸佛共に佛と成る時は、必ず釋迦牟尼佛と成るなり、是れ即心是佛なりとあり。更に見佛卷には

凡そ一切諸佛は見釋迦牟尼佛・成釋迦牟尼佛するを、成道作佛といふなり

前記の引證に依つて三世の諸佛が成道作佛せらるる時は、必ず釋迦牟尼佛と成られることが分る、此の聖意より本尊佛を觀る時、一切の諸佛諸菩薩を、悉く釋迦牟尼佛として奉祀し供養して可なり、故に従來から釋迦牟尼佛を本尊とするとの原則を定め、然も例外を設けて、他の佛菩薩を本尊とする事を認められたものであらう。

唱名問題も前述の通り諸佛とは釋迦牟尼佛なりの見地よりすれば、諸佛諸菩薩に對して、南無釋迦牟尼佛と唱へて可なり、併しながら、高祖大師が三寶唱名を勧め玉ひ、殊に一佛の名號を稱念する者を愚暗の者とまで仰せになつたこと等を検討して、本宗の唱名問題を考ふる時、或る暗示を受け

るのである、修證義の第三章最初の第十一節から第十四節に至るまで、専ら三歸の功德を説かれ、

「合掌し低頭して口に唱へて云く」と、三寶唱名を勧め、又た歸依三寶の卷には

十方の諸佛の名號を稱念せしめまします、たゞ三歸をさつげまします、佛意の甚深なる、たれかこれを測量せん、いまの衆生、いたづらに各々の一佛の名號を稱念せんよりは、すみやかに三歸をうけたてまつるへし、愚闇にして大功德をむなくすることなかれ。

又た道心の卷には

ねてもさめても、三寶の功德をおもひたてまつるべし、ねてもさめても、三寶をとなへたてまつるへし、たとひこの生をすて、またのちの生にうまれさらんそのあひた、中有といふことあり、そのいのち七日なるそのあひたも、つねにこゑもやます三寶をとなへたてまつらんとおもふへし

とありまた

眼のまへに、やみのきたらんよりのちは、たゆまずはけみて三歸依をとなへたてまつること、中有までも後生までも、おこたるへからず、かくして、生々世々をつくして、となへたてまつるへ

し、佛果菩提にいたらんまでも、おこたらざるへし、これ諸佛菩薩のおこなはせたまふみちなり
これをふかく法をさとるともいふ、佛道を身にそなはるともいふなり
と前記の引證に依り高祖の思召を伺ふ時、思ひ半に過ぎるものがある。殊に本宗の法要が三拜に始
まりて三拜に終るが如き、又た回向の後の「十方三世」は即ち三寶唱名である、尙ほ十佛名も三寶
唱名である點を深く考ふべきである。

七、修證義に就いて

明治二十三年十二月一日、左の告諭を發せられて、修證義は頒布せられた。

曹洞宗の依止して以て、古今に貫通せるは唯佛祖單傳の正法眼藏のみ、衲等欽んで高祖承陽大師
正法眼藏の中に就て、宗教の大意安心正依の標準を選出して、これを曹洞教會修證義と名けたり
夫れ生を明らめ死を明らめ、即心是佛を承當するを宗教の大意とす、本文首尾に於て之を標示す、
中間に其準則を開演せり、凡そ五章三千七百零四字悉く、高祖の金言にして皮肉骨髓今尙暖なる
ものに非ざるはなし、況や廣大の文字は萬像にあまりて、猶豊かなり、轉大法輪また一塵におさ

まれり、生も一時の位なり死も一時の位なり、然れば則ち即心是佛の言、猶是水中の月なり、生死
透脱の旨更らに鏡裡の影なることを認得せんを要す、自今以後一般に此修證義を用て布教の標準と
なし、自から信し人をして信せしめ、吾宗教を顯揚せよ

此の告諭に依つても、修證義が本宗布教の標準なることは明かである。されば本宗の布教に従事
すると否とに拘らず、何人も此の修證義の研鑽攻究を怠らざるは勿論、以つて本宗安心の依憑たら
しめねばならぬ。元來生佛不二、自他不二の宗意を體せる者、此の修證の二字に就いても亦た、本
證妙修、修證一如の妙旨を了得せねばならぬ、

夫れ修證は一つにあらすとおもへる、すなはち外道の見なり、佛法には修證これ一等なり
とありまた、既に證を離れぬ修あり、我等幸に一分の妙修を單傳せる初心の辨道、すなはち一分
の本證を無爲の地に得るなり

本證を水とせば妙修は波である、水を離れて波はなく、波を離れて水はない、即ち水波一枚で
ある。故に初心の辨道本證の全體である。其の本證妙修の理を具體化したものが、即ち修證義の四
大原則である。其の四大原則究竟の目的は、即ち本宗の安心たる「即心是佛」にある。此の究竟地

に到る修行の順序として、佛祖正傳の四種の法門がある。即ち發心、修行、菩提、涅槃、之れである。

即心是佛とは、發心修行菩提涅槃の諸佛なり、未だ發心修行菩提涅槃せざるは、即心是佛にあらす、設ひ一刹那に發心修證するも即心是佛なり、設ひ無量劫に發心修證するも即心是佛なり

此の四門の四大原則に相當するものであつて、懺悔滅罪が發心、受戒入位が修行、發願利生が菩提、行持報恩が涅槃にて、此の四大原則が即ち即心是佛を顯現するの法門である。「懺悔」「受戒」の二ヶ條は、所謂向上門にして修中の證たる本證の現成である。「發願」「行持」の二ヶ條は、所謂向下門にて證中の修たる妙修の現成である。されば四大原則たる四科の法門は、之れ本證と妙修との圓融したる、佛心佛徳であるから、即心是佛の當體現前である。

九、懺悔滅罪

至心懺悔は眞の自覺である、光來ると暗去るとは同時である。懺悔の時は自覺の出來た時であり、自覺の時は眞の懺悔の出來る時である、華嚴經に、一切の業障海は皆妄想より生ず、若懺悔せんと

欲せば端坐して實相を想へ、衆罪は霜露の如く慧日よく消除す

端坐して實相を想ふ時、業障妄想より來る衆罪は、霜露の如く解消する。之れは實相を想ふ時直に衆罪消滅の時であるからである。此の旨を經豪鈔に「驢事未だ去らざるに馬事到來の義なり」「妄想未だ去らざるに實相到來す」妄想と實相と去來はなく、明來暗去同時である。

之れか懺悔の功德である。即ち「懺悔は佛果の功德なり」

と説かせられてある、此の功德を無礙の淨信とも云ふ。

懺悔の功德力を拵ひて清淨ならしむ、此功德能く無礙の淨信精進を生長せしむるなり、と懺悔の功德が無礙の淨信である。生長せしむとある功德增長は、懺悔して後の功德なれども、懺悔の自覺は淨信一現の時節である。随つて轉重輕受も、滅罪清淨も共に、自覺せる懺悔の功德力が可能なのである。

轉重輕受と滅罪消除との二義あるは、懺悔の本旨よりせば、滅罪清淨であるが、大乘と小乗との開遮の異あるのみ、轉重輕受の例は、金剛經に、

先世の罪業ありて、應に惡道に墮すべきに、今世の人に輕賤せらるゝを以て、先世の罪業則ち爲

めに消滅して、當に阿耨多羅三藐三菩提を得へし

と説かれてあつて、先世の罪業に依りて他人に輕賤せらるゝとも、其を甘受していよく懺悔するに依り、應隨惡道の業報を現世に輕受し消滅して、更に菩提を成就するのである。

不昧因果の原則と懺悔滅罪との關係は、往々疑惑を生ずる問題である、元より因果歴然として昧さず、三時の惡業報は必ず感ずるもの故廢無因果に墮せざるやう參究する必要がある。

彼の三時の惡業報必ず感ずへしと雖も、懺悔するか如きは重きを轉して輕受せしめ、又滅罪清淨ならしむるなり

必ず感ずると原則を示して、「雖も」にし「けれども」の除外例を示される、それは一切衆生をして證入せしめんが爲めに、佛祖憐みの餘りに開き置き玉へる、懺悔の慈門に投入する事に依つて、罪障消滅するのである。「無明の實性即佛性、幻化の空身即法身」の實相觀の上から觀れば罪性不可得である、嘗つて三祖僧璨大師が、二祖慧可大師に對し「弟子が身風恙に纏はる請ふ和尚罪を懺せよ」と願はれた時、二祖は「罪を將ち來れ汝が爲めに懺せん」と答へられた、三祖は「罪を覓むるに遂に不可得」と申された時、二祖は「我汝が爲めに罪を懺し畢んぬ」之れ罪性不可得の理を説示

なされたものである、眞の自覺は罪障頓に消滅、懺悔の功德茲に圓成す、故に不昧因果の原則も佛祖の慈門に投入したる、懺悔の大功德力により、滅罪消除するのみでなく、更に菩提を成就する。此點を誤解せば廢無因果に墮する虞れあり、前述の如く懺悔は自覺に依るものにて其の自覺とは、

佛祖の往昔は吾等なり、吾等が當來は佛祖ならん
更に、梵網經に

大衆心に諦信せよ、汝は是れ當成の佛なり、我は是れ已成の佛なりと、常に是の如くの信を作せは、戒品已に具足しぬ

此の強き自信とが反省となり自覺となる、而して「願くは我れ設ひ過去の惡業多く重なりて障道の因縁ありとも、佛道に因りて得道せりし諸佛諸祖我を感みて業累を解脱せしめ」云々と只管佛祖廣大の慈愍を冀ふ純眞なる信仰と、我は是れ當成の佛なり、又は吾等が當來は佛祖なりとの自覺とが、佛祖の冥助となり、罪根を銷殞せしむるのである。

懺悔の儀式に大乘と小乗の二儀と、懺悔の方法に事懺と理懺との兩懺ありとも、先佛の護持し傳來し玉ふ處の懺悔文あり、此の懺悔文は華嚴經普賢行願品の所説であるが、本宗所傳は至心に此の

懺悔文を唱ふるのみである。併しながら唱ふるも身口意の三業相續の懺悔に依つてこそ、「從身口意之所生」の罪業の消滅するのである。即ち「心念身儀發露白佛すべし」心念とは心、身儀とは身、發露白佛は口の三業である。前記の語は、谿聲山色の卷から出た語であるが、此の語の前に、龍牙禪師の語を引かれ

昔生未了今須了、此生度取累生身、古佛未悟同今者、悟了今人即古人

これこそ「佛祖の往昔は吾等なり、吾等が當來は佛祖ならん」との修證義の御文と同意である。更に其の後に、左の語がある、「これ一色の正修行なり、正信心なり、正信心なり」至心懺悔の當處佛と衆生と一色になり、此の一色の心身が正信心であり正信心である。此が懺悔の大精神である。前後照應して深く會得すべきである。

一〇、受戒入位

修證義の中心は無論受戒入位であるが、世人修證義に禪の説かれてない事を云々する者がある。成程禪と云ふ文字はない、然れども本宗所傳の戒は禪戒である。禪即戒、戒即禪であるから、説く

所の戒は悉く禪の所談である。梵網戒經口訣に「緣に對せずして照し、事に觸れずして知る、坐禪こそ不酤酒戒なり」教授戒文に「莫令犯未將來、正是大明」とあり、萬仞和尚は、「我等か坐禪の床こそ大明なり」と云はれ、禪戒鈔には、「三聚淨戒は皆是阿耨多羅三藐三菩提なり」と一實相の功德を三度説くと心得るなり「三聚淨戒として別のものでない、一實相の功德を三度説いたまで」とあるとの意である。されば十重禁戒も一實相の功德を十度説いたことになる、此に依つて見るも、禪と戒とは別物でないことが分る、故に教授戒文には

夫諸佛大戒者、諸佛之所護持也、有佛々相授、有祖々相傳、受戒超越於三際、證契聯綿於古今、我大師釋迦牟尼佛陀、附授摩訶迦葉、迦葉附授阿難陀、乃至如是嫡々相授已幾世、到堂頭和尚、今將附授、慎報佛祖深恩、永爲人天眼目、蓋是嗣續佛祖之慧命者也

即ち戒は三際を超越し、古人に聯綿たる、人天の眼目であり、佛祖の慧命である、何處に禪を餘し得てゐるであらうか、一戒持すれば一戒の佛で、別々解脱戒である、されば十六條戒の一つが佛位である。「十重禁戒は皆共に即入諸佛位なり」と梵網戒經口訣に説かれてある、修證義にも

受戒するが如きは、三世の諸佛の所證なる、阿耨多羅三藐三菩提、金剛不壞の佛果を證するなり

自性靈妙の戒體であるから、本宗の戒法は自性戒であり、佛性戒である。故に一心戒文に「受者覺也、覺者佛性也、覺佛性一名眞受戒」と説かれてある、更に禪戒鈔の序文に

西天の結經、東地の翻譯の前に先つて、如來の正法、迦葉相傳より以降、二十八代次代相承して少林大師に至る、其の所傳の法を以て、假に名けて正法眼藏涅槃妙心と曰ひ、一大事因縁と曰ひ威音那畔の最大事と曰ふ、即ち是れ之れを禪と名け、之れを戒と號す、禪戒の稱、由て設る所以なり

如上の引證を參究して、戒と禪と別物でないことから了解せられる、されば戒は禪門の一大公案である、依つて戒の一條々々を開示し悟入するのが、禪戒の精神である。

一一、三三 歸 戒

前條心外無別法の下に於いて述べたるが如く、六祖壇經所説の、自性三寶に歸依せしめ、佛とは覺なり、法とは正なり、僧とは淨なり、自心中に三寶あらしめ、その自性三寶に歸依せしむるが禪戒である。

現代非常時に處するには、現代に最も缺けたものを補ふことが、時代に處する道である。

現代に於いて何が缺如してゐるかと云へば、先づ第一に自覺が缺けてゐる、第二に所有階級を通して不正が行はれてゐるから、一般志ある者は正義を欲してゐる。第三に五濁惡世ながらの現代であるから、社會の淨化を望むでゐる、現代人の要求してゐる、自覺、正義、淨化、言ひ換へると「明るく」、「正しく」、「和らか」を與えるものが、即ち三寶であつて、覺也正也淨也である。十七憲法にも

篤く三寶を敬せよ、三寶とは佛法僧なり、則ち四生の終歸、萬國の極宗なり、何の世、何の人か是の法を貴ばざらむ、人尤惡鮮し、能く教ふれば之れに従ふ、其れ三寶に歸せずんば何を以てか狂れるを直しうせむ

聖德太子が推古天皇の攝政として、當時の非常時に處するに、この篤敬三寶の信仰を以つて、せられたのは卓見である。全く四生の終歸萬國の極宗であるから、現代を匡救するに先蹤を踐むべきであり、然も三寶歸依の功德、三寶唱名の功德に至つては、前條に於いて詳述した通りである。

三種三寶に就いては、教授戒文に一々説かれてある。現時不信の輩が動もすれば住持三寶に對し

て、邪見を起し誹謗する者がある。即ち本尊として奉安せる、木佛畫像を禮拜するを見て、佛敎は偶像敎なりと云ひ、經卷に對しても單なる書籍雜誌と同一視し、又た僧侶中品性の劣れる者、身業の調はない者のあるを見て、歸依せらるる資格ありやなどと謗る邪見の徒がある、木佛畫像は木なり紙なりではあるが、佛の御像であるから禮拜供養せねばならん、恰も子孫が父祖の位牌石碑に禮拜し、又國民が御眞影に最敬禮すると同様である。況んや佛を以つて佛を刻み、佛を以つて佛を畫くと云ふ道理を信得及せは、木佛畫像は、木にして木にあらず、紙にして紙にあらざる因縁を會得せしむべきである。又た經卷に對しても、高祖の如來全身の卷に御説きなされた如く、

經卷これ全身なり、しかあれは若説若讀若誦若書等、これ如來全身なり(中略)しりぬ經卷はこれ如來舍利なり、如來全身なりといふことを、まさしく佛口の金言、これを見聞するよりもすぎたる大功德あるへからず、いそき功をつみ、徳をかさぬへし

と經卷讀誦受持書寫の功德を示されてある。又僧は勝友なるが故に歸依すべきであるが、僧寶中には往々品性品行の劣れる者もあるが、米に砂が混じてゐるからとて、米まで捨てるに及ばぬ。砂だけ拾ひ捨て、米は頂くべきものと心得しめ、三種三寶は三即一の關係にあつて、住持三寶の歸

依を缺いては鼎の三脚の一を失ふが如く、鼎の用をなさぬ。況んや不謗三寶戒を持つ者として慎むべきである。尙ほ修證義には、無上菩提を演説する師に對しては、般若を尊重するの故に日々三時に禮拜し恭敬せよと勤められてある、此を謗すれば、信仰を傷けるは勿論、自性三寶を謗つて、自らを卑しめることとなる。

一二、三聚淨戒

三聚淨戒は根本戒であつて、開けば十重禁戒、四十八輕戒、二百五十戒、三千威儀八萬細行ともなるが、是れを納むれば一切の戒は三聚淨戒に歸し、更に三歸戒に歸し、更に南無歸依佛の一つに歸す、故に瓔珞經に

佛子今ま菩薩の爲めに、一切戒に根本を結す、所謂三聚淨戒是れなり

と説かれてある。三歸戒が信仰門なれば、此の三聚淨戒は誓願門である、信仰者が今後の心の方針を定むる三標準であつて、止惡作善、利生の徳目は、所有一切の徳目の規範ともなる、七佛通戒の、「諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸佛敎」も蓋し三聚淨戒に外ならぬ、故に朝夕寸時も此の

心の方針を過つてはならぬ、若し此を失へば恰も舵を失へる船の如く到底彼岸に達する期はないであらう、されば食時にも

一口爲斷一切惡、二口爲修一切善、三口爲度諸衆生、皆共成佛道。」

と觀想して内省を強めるのである、攝律儀戒に對しては教授戒文に「諸佛法律所ニ窟宅」也、諸佛法律所ニ窟宅也」諸佛の窟宅とする所、諸佛の根源とする所は、諸惡莫作であるから、即入佛位の者は諸惡自ら莫作となる

諸惡莫作とねがひ諸惡莫作とおこなひもてゆく、諸惡すてにつくられずなりゆくところに、修行力たちまちに現成す

盤山寶積禪師托鉢の次で、肉肆の門前を過ぐ、時に遇ま客あつて「精底一片切將來」と、よい肉を呉れと云ふたに對して、主人包丁を拵して「那箇是不精底」憚りながら當店には悪い肉そとは少しもないと見榮を切つたと云ふ。寶積禪師此の「那箇是不精底」の言下に大悟せられたと云ふことである、即箇是不精底と揚言し得らるる時、攝律儀戒は持たれる、明治大帝の御製に

我心 我と折々 顧みよ 知らすくも 迷ふことあり

攝善法戒に對して教授戒文に「三藐三菩提法、能行所行道也」即ち善法を修し正道を行ふが故に、諸善萬德自ら身に具はる四十二章經に

沙門問レ佛何者爲レ善何者最大、佛言行レ道守レ眞者善、志與レ道合者大

高祖は學道用心集に

操行心與レ道不ニ符合ニ身心未ニ嘗安寧ニ也、身心未安寧身心不ニ安樂ニ、身心不ニ安樂ニ證道荆棘生也

正道を履踐して操行の心と道と符合する時、能行所行共に道中を出でず、一切の行爲が自ら止惡作善となつて、一分一分の果報身現成す、故に如淨禪師の語に

佛祖之兒孫、若除ニ一蓋一欲ニ則巨益也、與ニ佛祖ニ相見之時節也

されば受戒の善人は小惡も斷すべく、小善も修すべきである、止惡の場合も

勿レ輕ニ小罪ニ以爲レ無レ殃、水滴雖レ微漸盈ニ大器ニ刹那造罪殃ニ隨無間ニ

作善の場合にも

善根山上可レ積ニ一塵ニ功德海中莫レ漏ニ一滴

で積功累徳の報身佛現成である。

明治大帝の御製に

易くとも 爲し得かたきは 世の中の 人の人たる 行にして

次に攝衆生戒に對して教授戒文には「超レ凡越レ聖度レ自度レ他也」凡聖の二見を超越し、自利利他圓滿して、始めて利生の願行が全ふせらる、獨善獨愼は君子の道ならんも、菩薩道ではない。菩薩の願行は自未得度先度他である。

明治大帝の御製に

己か身を 顧みすして 人の爲め 盡すや人の 務めなりけり

通さぬは 通さう爲めの 橋普請

腐朽した古橋を通行止めするのは危険防止で、之れは止惡である、鑿て新橋を架す、之れ作善である。而して民衆をして安心して渡らしむ、之れ利生である。澁柿の皮を剝くのは止惡、日に晒して甘干となるのは作善、茶媒として客に供するは利生である。要するに自己の邪欲に打ち克ち、一切の惡を斷ずるは勇、明智物の判断を誤らず、一切の善を修するは智、一切衆生を利益する仁、即ち三聚淨戒を持つは智仁勇の三徳を完備することであり、佛に在りては、智斷恩の三徳となり、又人

としては智情意の三圓滿なる大人格を成し遂げる、道德の根原とも謂ふべきである、

今三聚淨戒を諸種の部門に配して圖解せば

攝律儀戒	止惡	意	勇	斷徳	神通	煩惱無盡誓願斷
攝善法戒	作善	智	智	智徳	智慧	法門無量誓願學
攝衆生戒	利生	情	仁	恩徳	慈悲	衆生無濟誓願度

佛道無上誓願成

一三、十重禁戒

前述の三聚淨戒の誓願力が、縁に觸れ境に對して實行の徳目となるのが、即ち十重禁戒である。

教授戒文に

第一不殺生 生命不レ殺佛種增長、可レ續ニ佛慧命ニ莫レ殺ニ生命ニ也

第二不偷盜 心境如々、而解脱門開也

第三不貪淫 三輪清淨、無レ所ニ希望ニ諸佛同道者也

第四不妄語 法輪本轉、無レ剩無レ欠、甘露一潤 得レ實得レ眞也

第五不酤酒 未將來莫_レ教_レ伎、正是大明也

第六不説過 於_レ佛法中、同道同法、同證同行也、莫_レ教_レ説過、莫_レ令_レ亂道。

第七不讚毀自他 乃佛乃祖證_ニ盡空_ニ證_ニ大地_ニ或現_ニ大身_ニ空無_ニ中外_ニ或現_ニ法身_ニ地無_ニ寸土_ニ。

第八不慳法財 一句一偈、萬象百草也、一法一證、諸佛諸祖也、從來未_ニ曾惜_ニ也。

第九不嗔恚 非_ニ退非_レ進、非_レ實非_レ虛、有_ニ光明雲海_ニ有_ニ莊嚴雲海_ニ。

第十不謗三寶 現身演法、世間津梁、德歸_ニ薩婆若海_ニ不_レ可_ニ稱量_ニ頂戴奉觀也。

と凡そ戒とは「いましめ」であるが、他から禁止され戒められたと思ふと、頗る窮窟に感ぜられて持ち難くなる。親が小供に對して戒める、小供はそれを窮窟に感じて、親は八釜敷き者と思ふ。然るに其の子の體て親となりて見れば、嘗つて小供の時親が八釜敷く云つた種々の事は、當然の事に別て面倒なく、自然に行ひ又た其の子に向つて戒めてゐる、戒法も其の通りにて釋迦牟尼佛が強いて、吾等に八釜敷く持てよと戒められるでなく、法爾如然と備つてゐる法則にて人の行くべき道である、前述高祖上堂の語の如く

天有_レ道以高_レ清、地有_レ道以厚_レ寧、人有_レ道以安_レ穩、此の天地人三歳の上に備へた道、これが戒である。故にこの道に依りこの戒に依つて、三歳共に高_レ清であり、厚_レ寧であり、安_レ穩である。此の道の本體に證入したのが禪である。道の妙用が三業の上に顯現したのが戒である。故に戒法は禪心の發現であり、佛心の作用である。之れ此を禪戒と云ふ、「持つや否や_ニ能く持つ_ニ」との問答に依つて授受の形式は畢り、佛戒を正傳したのであるが、前述の如く戒は、天の道であり、地の道であり、人の道であるから、戒は佛の創造し玉ふたものでもなく、又た神の啓示でもない。有_レ物有_レ則_レ法爾如然の法なるが故に、天地人の共に則るべき法である、神の威徳も戒に依つて光を放ち、佛も戒を師として成佛得脱あらせられた、故に戒の外に神もなく佛もない、遺教經に

我が滅後に於て、當に波羅提木叉を尊重し珍敬すへし、闇に明に遇ひ、貧人の寶を得るが如し、當に知るべし此は即ち是れ汝等が大師なり、若し我れ世に住するとも、此に異なること無けん戒即佛であるから、

衆生佛戒を受くれは、即ち諸佛の位に入る、位大覺に同し己る、眞に是れ諸佛の子なり頓悟入聖であつて、受戒の刹那直に佛位を成する、諦忍律師は之れを「大乘咽喉文」とも云はれて

戒の上にも最も大切な文とされてゐる「位大覺に同じ」と「諸佛の子なり」との喰ひ違ひをどう見
るかである。受戒の時直に佛位と一致するから、大覺に同じである、處が諸佛の子であるから増上
慢は起されぬ、今後共戒徳圓滿に精進せねばならぬ。又親子の親密を生佛の親しさに比して子を以
つて現はしてある、此の一句實參實究すべき公案である、嘗つて松浦百英師が、戒を諸部門に配當
して圖解せられたことがある、今掲げて、参考とせん

正法眼 藏涅槃 妙心 (禪戒)	體	明	戒如眞寶鏡	佛	人格的實在	哲學的	毘盧遮那	教義	智的宗教意識	一心
	相	温	戒如摩尼珠	法	萬有的實在	宗教的	加行禮懺	儀式	情的宗教意義	牟尼佛
	用	嚴	戒爲勇猛將	僧	倫理的實在	倫理的	戒相箇條	組織	意的宗教意義	信

一四、發願利生

本章の眼目は自未得度先度他の願行にある、之れを發菩提心と云ふ、自未得度の者が果して度他
の能力を具するや、道を知らぬ者が道案内が出来るかとは、能く世人の惑ふ處である。前述の如く
懺悔の發心門より受戒の修行門を経て、此の發願利生の菩提門に進む關振子、是れを發菩提心と云

ふのである、此れ即ち菩薩の行願である、既に菩薩である以上、到底二乘聲聞の及ぶ所でない、菩
薩は自利利他圓滿せられた方である、故に其の理想も行持も共に自利利他圓滿であるべきである。

淨信一現するとき、自他同じく轉ぜらる、なり、其利益普ねく情非情に蒙ふらしむ

淨信一現の時節は、自他同じく轉ぜらる、時である、されば利益衆生の發願には、自ら自他同じく
轉ぜらる、利益がある、併しながら菩薩の願行は先度他にあるが故に、自未得度である、發菩提心
を實參すれば自ら自未得度先度他の精心を會得することが出来る、高祖發無上心の卷に、

他の勤めによりて片善を修し、魔に嬖せられて禮佛するまた發菩提心なり、しかのみにあらず、
造佛造塔するなり、讀經念佛するなり、爲衆說法するなり、尋師訪道するなり、結伽趺坐するな
り、一禮三寶するなり、一稱南無佛するなり、此の如く八萬法蘊の因縁必ず發心なり、或は夢中
に發心するもの得道するあり、或は醉中に發心するもの得道するあり、或は飛華落葉のなかより
發心得道するあり、或は桃花翠竹のなかより發心得道するあり、或は海中にして發心得道するあ
り、これみな發菩提心中にして、更に發菩提心するなり

又た身心學道の卷には

設ひ未だ眞實の菩提心發らすといふとも、先きに菩提心を發せりし、佛祖の法を習ふへし、是れ發菩提心なり

佛祖を習ふ是れ發菩提心であるから、吾等が佛祖の行持を行取するときが發菩提心の時である、更に發菩提心中にあつて發菩提心するのであるから發菩提心中の日常三昧である、佛性の卷に、佛性は成佛よりさきに具足せるに非ず、成佛より後に具足するなり、佛性必ず成佛と同參するなり、此道理よくよく參究功夫すへし

佛性と成佛と同參なれば、先覺者の行持の嘉蹤を履踐する時、發菩提心中の發菩提心となつて行くのである、既に受戒の功德作用の牆壁瓦礫皆な佛事を作すのであるから、其の佛作佛行は悉く自未得度先度他の行願ならざるはない、在家の人々にても世を利し他を益せんとの念願の人に、決して獨愼主義の人はない、徳川時代の大名某が坐右銘にと許由潁川に耳を洗ふの圖を、常に坐右にして修養の資とした、一日水戸光圀公に相見して、右の圖に贊を乞ふた、光圀公直に筆を執つて

耳洗ふ 心の水は 清けれど 流は酌まし 世を救ふ身は

と贊をして獨愼主義の某大名を暗に戒められた、光圀公の心は世は濁つてゐるとも、其の世を救

ふ爲めには濁流へも飛込まねばならん、許由の如き獨りを慎む個人主義は光圀の希望せぬ所であるとの、菩薩道を示したものである、従つて光圀公の侍女某は公薨去後剃髮して、大眞尼と稱して一生塞守として終つたが、大眞尼臨終の辭世に

又も來ん 人を導く 緣あらば 八つの苦 たへまなくとも

此の精神が、即ち「若し菩提心を發して後、六趣四生に輪轉すと雖も、其輪轉の因縁皆菩提の行願となるなり」六趣四生に輪轉すと雖もにはあらで、寧ろ利益衆生の爲めならば、進むで六趣四生に輪轉して、菩提の行願を營むべきである、此時「願生此娑婆國土し來れり、見釋迦牟尼佛を喜はさらんや」此の願生が佛菩薩の誓願である、楠公の七生報國の誓願も即ち願生此娑婆である、發菩提心の卷に

もし自未得度先度他の一念をおこすかときは、久遠の壽量、たちまちに現在前するなり、三世十方の諸佛、ならひに七佛世尊、および西天二十八祖、東地六祖、乃至傳佛正法眼藏涅槃妙心の祖師、みなともに、菩提心を保任せり、いまた菩提心をおこさるは祖師にあらず

久遠壽量とは佛心のこと、菩提心のことである。故に佛祖は皆菩提心を保任し玉ふのである、

尙ほ四枚の般若として四攝法が説かれてあるが、皆是れ利益衆生の行願に外ならぬも、單に社會悉壇のみが發菩提心でない者を諭されてある、發菩提心の卷に

おほよそ菩提心は、いかがして一切衆生をして、菩提心をおこさしめ、佛道に引導せまじと、ひまなく三業にいとむなり、いたつらに世間の欲樂をあたふるを、利益衆生とするにあらず

即ち世人を導いて、自未得度先度他の大精神を發さしむるが、眞の利益衆生であるとの御誨へである、總て本宗の宗意は、懺悔も受戒も發願も悉く、佛の自覺の現表に外ならぬ、故に四攝法の一つ一つが皆悉く諸佛の法であり菩薩の法である、四攝法の卷に

もしよく布施に一塵を捨せんときは、みつから所作なりといふとも、しつかに隨喜すへきなり、諸佛のひとつの功德を、すてに正傳しつくれるかゆへに、菩薩の一法を、はしめて修行するかゆへに

四攝法共に此の意味にて會得すれば、其の一々が濟度攝受に一切衆生皆化を被むるのである。

現代に所謂非常時は、何がさうさせたかと検討せば、種々の原因もあるであらうが、決局は利己主義の行詰りと解して大なる誤りもなからん、個人の思想も、社會の通念も、國際間の情勢も、總

て自己本位の排他主義が積り／＼して今日に及むだものと觀て宜敷いであらう。果してさうなれば此非常時に處する道は恰も火を消すに水を以つてすると同様に、利己主義の反對の思想、即ち利他主義を以つてするにあらざれば、到底時弊の匡救は覺束ない。其の利他主義こそ自未得度先度他の精神である。此の意味に於いて現代思潮に嫌らぬ人々が、期せずして佛教の信仰を求むる傾向が著しくなつて來た、其の傾向を誰云ふとなく、佛教復興時代來れりとの聲が高くなつた。此の機運に乗じて各宗共、宗意安心の強調を企て、ある、本宗も亦た「宗意強調週間」を設けて、大舉傳道を試むる所以である。然るに現代人の一部寧ろ青壯年の間には、宗教に反感を持ち若くは蔑視する輩がある、彼等は云ふ、社會の不安、生活の不安に惱める吾人は、今日の生活をどうするか、如何にして社會に處して行くかと云ふ現實的な悩みである。其に對して現今の宗教家殊に僧侶は、只だ魂の問題を取扱のみで、何等吾々の悩みの根柢である生活的な、又社會的な不安の原因に觸れずして、只だ魂の問題のみ繰返してゐる。それは病人に一時的のモルヒネ注射をするやうなもので、一時の病苦は抑へても全快さす力はないと云ふ。而して僧侶に生活的救済に手を伸へんことを要求してゐる、彼等の要求は強ち無理な要求とも云はれぬか、併しながら彼等が云ふ、生活苦、社會不安の依

つて来る原因を顧みず、只だ生活も社會も物質のみを以つて解決の出來得るものと考ふ、人生觀社會觀の誤りなることを理解せしむる必要が尤も急に迫つてゐる。布教家が利益衆生の實際標準を、四攝法に於いて「布施」を説くにしても、現代人の最も弱點であつて、従つて最も缺けてゐる點を指摘し指導することが、發願利生の取扱上最大急務と思惟す

一五、行持報恩

發心、修行、菩提、涅槃の四門中、本章は即ち涅槃門に相當する、初發心時便成正覺で、最初の懺悔も次の受戒も發願も、畢竟此の行持が目的である、行持を離れて佛法はない、高遠なる教理も甚深なる妙法も、行持が缺けては畫餅飢に充てず、全く無價値である、殊に本宗は兩祖の御家風が嚴肅にして綿密なる御宗風で、禪の生活として特に現代の生活國難を救ふに適切なる行持が、本宗の特色である。

其の報謝は餘外の法は中るへからず、唯當に日々の行持其の謝報の正道なるへし、謂ゆるの道理は、日々の生命を等閑にせず、私に費さざらんと行持するなり、

日々の行持と仰せになつたのは、本章に於いて、「一日の身命」「一日の行持」と問題を顧る手近に取込み、又た速日決行主義を御勧めになつたのと同様である、此は高祖が無常を觀することが即ち菩提心であるとの見地から、光陰は矢よりも迅かなり身命は露よりも脆しと、眞面目に無常迅速の世相を觀する時「日々の生命を等閑にせず、私に費さ、らんと行持するなり」發願利生の妙行が日々の行持として、自ら實踐せられるとの御勧めである、其の發願利生の日々の行持が即ち佛祖に對する報恩であり、又た社會に對する報恩ともなる、従つて忠とも孝ともなるのである、孝經に、

身體髮膚之れを父母に稟く、敢て毀傷せざるは孝の始めなり、身を立て道を行ひ名を後世に揚げて以つて父母を顯はすは孝の終りなり

と説いてある、身體を毀傷せぬとは、只だ身體を大事に持つと云ふだけでなく、修證義に所謂、生命を等閑にせぬことである、その最も徹底したものが止惡作善の戒徳から現はれた生活である、教育勸諭には「恭儉己を持す」とあるそれである、次に立身出世をして家名を揚げる孝の終りは、修證義の上にては生命を私に費さぬことである、此は利生の戒徳より現はれた生活である、教育勸諭では「博愛業に及す」とある、前に三聚淨戒は心の方針を定むる三標準であることを述べて置いた

が、其の方針に基いて爲される生活が、自然に生命を等閑にせず私に費さぬ、日々の行持が四恩報答の行持となるのである、是の如き意義ある生活を爲してこそ、愛すべき身命であり尊ぶべき身命となる、依つて行持の巻に、

この生命は、前來の行持の餘慶なり、行持の大恩なり、いそぎ報謝すへしと御勤めなされてある。

想ふに現代に缺けたるものの中に、報恩の觀念謝徳の觀念の如き、日々に缺如してゆく甚しさをまさしくと見せ附けられる、現代は總ての問題を極めて冷かな、權利義務の關係を以つて處理し、其の結果争ひを以つて解決せんとする世の中であるから、自ら温かな報恩謝徳と云ふが如き、人情の美しさが追々稀薄になつて來た、故に家庭生活、社會生活、國家生活の上から、道義、仁慈、報恩と云ふが如き温和な觀念が乏しくなつて來たから、總ての生活に潤ひがなく温か味がなく、全く情味のないさばくした家庭なり社會であるから、そこに不安があり悩みがあるので、これに前條に於いて述べたが如く、到底物質を以つて救はれぬ不安であり悩みである、されば決局精神の問題となつて來る、茲に宗教の力に待たねばならん理由が存するのである、

兩祖大師が嘗つて非常時に出世遊ばされて、時弊を匡救し、地上に永久の平和を將來せん爲め、眞實の佛法を弘通なされた御意思を遵奉して、我等は等しく起つて國難打開、非常時解消の爲めに努力して以つて、天恩祖恩の二つながらに報告せんことを誓ひませう。

—終—

曹洞宗宗意綱要終

終

